

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る県独自の実施方針策定について

沖縄県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態措置を実施すべき区域の対象外となったことを受け、県独自の今後の対策をまとめた「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針」を策定しました。

今後、第 2 波、第 3 波の流行が予想されており、入所・居住系の施設については、集団発生防止のためにも持続的な感染防止策の徹底が重要となります。

貴施設におかれましては、利用者及び職員の健康管理、感染防止対策の徹底等に引き続き取り組んでいただくようお願いします。

また、施設内に「病原体を持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」取組みの一貫として、貴施設職員等においては、別添「新しい生活様式」の実践例」をご参照に、職員一人ひとりの基本的感染対策の徹底もお願いします。

記

1. 今後の対応について（実施方針別紙 参照）

(1) 感染防止策の徹底について

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省老健局各課連名事務連絡）（Vol.808）等を参考に、5 月 21 日以降も持続的な感染防止策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス関連のお知らせ（県ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

(2) 通所・短期入所サービス利用について

家庭での対応が可能な方についての利用自粛の協力依頼は 5 月 20 日までとします。

(3) 入所・居住系サービス施設における面会について

現在、県内で新たな感染者の発生が確認されていない状況が続いていることから、面会中止の依頼は、5 月 20 日までとし、5 月 21 日から、面会を行う際は、感染防止対策を徹底した上で必要最小限の範囲で協力をお願いします。

また、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和 2 年 5 月 15 日厚生労働省老健局各課連名事務連絡）（Vol.834）で示されているオンラインでの面会の検討もお願いします。

なお、県内で新たな感染者が発生した場合、施設の入所者や職員等に感染疑いや濃厚接触疑いが発生した場合など、集団発生防止の観点から、面会の原則中止を検討いただくようお願いいたします。

2 事業所の事業継続等について

新型コロナウイルス感染症の事業への影響をできるだけ小さくする観点で次のような取扱い等の措置がされていますので、ご承知ください。

① 介護報酬算定の特例

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局各課連名事務連絡）別紙1のとおり、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能となります。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせで実施する場合においても、同様の取扱いが可能となります。

※厚生労働省がこれまで示してきた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて」について、まとめたページが以下の厚生労働省HPに掲載されておりますので、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

② 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所に対して、無利子・無担保による経営支援が受けられます。

＜問合せ先＞独立行政法人福祉医療機構 大阪支店（福祉審査課）
電話：06-6252-0216

③ 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させた場合には雇用調整助成金による支援の対象となります。

＜問合せ先＞沖縄労働局職業対策課 電話：098-868-1606

④ 持続化給付金の活用

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者について、今後も事業を継続する意思がある場合には持続化給付金の給付が受けられます。

＜問合せ先＞経済産業省 持続化給付金事業コールセンター
電話：0120-155-570

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針

令和2年5月14日
沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言は、5月15日から沖縄県を含めた39県が緊急事態措置を実施すべき区域の対象外となったことを受け、以降は下記の通り取り組む。

I 基本的な考え方

1. 県民と事業者に対する休業要請や活動自粛の要請は、基本的に5月20日までとするとともに、感染流行の第2波、第3波を見据えた持続的な感染予防対策の定着を促進する。
2. 県民生活の安定化に向けた支援等の継続実施、及び経済のV字回復に向けた取組の検討を加速化する。
3. 流行の第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療提供体制の構築及びPCR検査体制の拡充による早期発見体制を確保するとともに、当面の対策として空港等での水際対策を強化する。

II 今後の主な取り組み ※詳細は別添参照

1. 事業者における取り組み

- (1) 施設等への休業要請は原則5月20日まで実施する（感染症拡大予防ガイドラインを作成、遵守している施設は、5月14日以降再開可能。但し遊興施設のうち、キャバレー等の接待や接触を伴う営業に使用する施設は対象外とし、飲食店においては、酒類の提供は夜9時、営業は夜10時までとする。）。
- (2) 事業者は、基本的な感染予防対策と業種や施設の種別ごとの感染予防対策を盛り込んだ感染予防のためのガイドラインを作成し、持続的な予防対策に取り組むとともに、従業員に対する在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等を引き続き推進する。

2. 県民における取り組み

- (1) 県民は、「新しい生活様式」を生活に定着させ、手洗いや身体的距離確保、三密の徹底した回避等の持続的な感染予防対策に一人一人が取り組むとともに、買い物や食事で外出する際には、感染予防対策がなされている店舗や施設を選択するよう努める。
- (2) 県外から県内へ及び県内から県外への渡航、緊急時を除く離島への渡航及び離島間の渡航は、当面の間控える。

3. 県施設の再開等

- (1) 県主催のイベントや会議等は、5月20日までの間は原則として、中止又は延期し、5月21日以降は、県が別途作成する感染予防措置の徹底に係るガイドラインに基づき実施する。事業者等に対しても、同様の対応について協力を求める。
- (2) 県立学校は5月21日から再開し、その他県関係施設についても、適切な感染予防対策を講じた上で準備が整い次第速やかに再開し、市町村に対しても同様の対応を求める。
- (3) 美ら海水族館及び周辺施設並びに首里城公園は、渡航自粛要請等の状況も踏まえて関係機関と調整し再開の時期を検討する。
- (4) 高齢者、障害者等入所施設において、集団発生を早期に探知、対策をとるための仕組みづくりに取り組む。
- (5) 保育所・放課後児童クラブについては、市町村に対し、適切な感染予防対策を講じた上で、保育の提供を依頼する。

Ⅲ 県民生活の安定と県経済のV字回復に向けた対策

1. 県民生活の安定のための継続的な取り組み

- (1) 民生委員やボランティア等と連携した、一人暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者に対する見守り活動、子育てと生計維持をひとりで担っているひとり親家庭への支援、DVや児童虐待防止等に対する取組を継続して実施する。
- (2) 自動車税等の県税の納付が困難な場合の特例制度や県営住宅の家賃減免等の相談強化を継続して実施する。
- (3) 生活福祉資金における特例貸付、生活困窮者住居確保給付金の拡充を継続して実施する。
- (4) 中小企業等に対する「うちなーんちゅ応援プロジェクト」による協力金等の支給、農林水産業者及び文化事業者等へ向けた支援を継続して実施する。

2. 県経済のV字回復に向けた対策

- (1) 県民や各事業者の取り巻く現状や、経済的ダメージの大きさを引き続き確認したうえで、「緊急支援フェーズ」の緊急的対応策を講じるとともに、「V字回復フェーズ」を見据えた取組を段階的に実施していく。検討にあたっての基本的な考え方としては、「県民の事業と生活を維持し、将来を先取りした経済の礎を築く取組」を軸に、「①県内事業者の事業継続や県民生活の維持に必要なもの」、「②県内の消費喚起や域内の経済循環を図るもの」、「③デジタル化の促進や次の付加価値を生む事業転換につながるもの」を重点的に選定し、既決予算の組み替えに加え、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用するなど、追加の補正予算等を編成し、経済対策の基本方針にのっとり、対策を早急に講じていく。
- (2) 「安心・安全な観光地 沖縄」の更なる飛躍に向けて、感染予防対策をしっかりと

と行い、県民旅行の促進策を実施するとともに、全国的な収束後においては、政府のGoToキャンペーン等と連動した需要喚起策を展開し、深刻な影響を受けている観光関連産業のV字回復に積極的に取り組む。

IV 医療提供体制と水際対策の強化

1. 第2波、第3波に備えた柔軟で迅速な医療体制の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症の入院患者の減少に伴い、医療提供体制については、感染対策を徹底したうえで通常の診療活動を再開する一方、再び患者が増加した場合には、迅速に病床等が確保できるよう調整を進める。
- (2) 軽症患者の宿泊療養体制については対象者の減少により、一時終了も含めた運営の在り方を検討するが、再び患者が増加した場合に備えて、迅速に施設や人員を確保して運営ができる体制を維持する。
- (3) PCR検査については、各圏域に新型コロナウイルス検体採取センターを設置する等、体制の拡充に努める。
- (4) 県内の感染者数を予測し、今後の感染防止対策の参考とするため、OIST・県立病院等と連携し、抗体検査を実施する。
- (5) 今回の流行に対する医療対応を検証するとともに、必要な医療機器等の確保に努め、流行の第2波、第3波に備えた体制整備を図る。

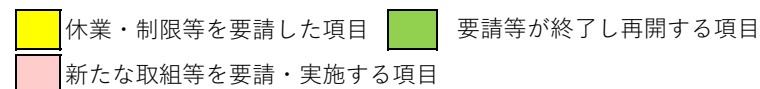
2. 水際対策の強化

- (1) 県内各空港の到着ロビーにサーモグラフィを設置し、到着客の表面体温の測定やチラシ配布等により注意喚起を行うとともに、発熱や体調不良の旅行者を探知した際には、早期にコールセンターで相談を受け、必要に応じてPCR検査につなげる体制を構築する等、水際対策を強化する。
- (2) 国土交通省等に対して沖縄発着路線のある空港を含めた全ての空港にサーモグラフィを設置するとともに、「発熱時の交通事業者等による搭乗制限」など、引き続き国において強力な措置を講じるよう求める。

V 流行の第2波予兆時における対応

- 1. 流行の第2波に係る予兆を常に監視し、新規感染者数や倍加時間、感染経路不明な症例の割合等をもとに感染拡大状況を総合的に判断する。
- 2. 再度の感染拡大によるまん延のおそれがあると認められる場合、令和2年5月5日変更の「緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」で示した対応を基本とし、迅速な感染拡大対策に取り組む。

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策に係る実施方針：今後の取り組み



項 目	5/7	5/11	5/14	5/20	5/31	6月以降
9 学校関係						
(1) 公立学校						
① 県立学校	5/20まで一斉臨時休業			5/21から再開（5/31まで分散登校を実施）		
② 市町村立学校	原則、県立学校と同様に臨時休業及び登校日の設定等を要請			市町村の判断で再開		
③ 預かり保育の取組等	5/20まで子どもの居場所確保が必要な方々向けに預かり保育等を実施要請			5/21以降、終了		
④ 学習指導等	スクールカウンセラーによる相談業務等の支援実施					
(2) 県内大学						
① 県立大学等	5/20まで臨時休業を要請			5/21以降、各運営法人の判断で再開		
② 県立看護大学	5/7から遠隔授業実施		5/14から一部対面式授業を再開。通常授業の再開については看護大学の判断で実施			
③ 県立芸術大学	5/10まで休校	5/11から遠隔授業実施、通常授業の再開については芸大の判断で実施				
④ 県立農業大学校	5/20まで休校			5/21から開校		
(3) 高専、私立学校						
① 私立幼稚園等	県立学校を参考に、適切な対応を依頼			運営法人の判断で再開		
② 預かり保育の提供要請	5/20まで仕事を休むことが困難な保護者等用に預かり保育の提供要請			5/21以降、終了		
③ 私立小中高	5/20までの臨時休業等を要請			5/21以降、各運営法人の判断で再開		
④ 専修学校・各種学校						
10 社会福祉施設						
(1) 高齢者・障害者施設等						
① 高齢者・障害者施設等	持続的な感染防止対策を徹底の上、事業継続を要請					
② 通所・短期入所サービス	家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請			5/21以降、要請を終了		
③ 通所・短期入所事業所	代替サービスである訪問系サービスの利用を要請			5/21以降、要請を終了		
④ 面会	原則、中止を要請			感染防止対策を徹底した上で必要最小限の範囲での面会への協力を呼びかける		
(2) 保育所・放課後児童クラブ						
① 保育等の提供	保育等の提供を縮小実施要請		5/15以降、感染防止対策を講じた上で、保育等の提供を依頼			
② 児童の登園等の自粛	5/14まで仕事を休むことが困難な保護者等を除き、登園自粛を要請		5/15以降、感染防止対策を講じた上で、保育等の提供を依頼			
11 その他の公共的施設						
(1) 社会教育施設						
① 図書館	5/17まで臨時休館			5/18から一部再開（当面の間は開館時間の短縮、入館制限を行い、段階的にサービスを実施）		

項 目	5/7	5/11	5/14	5/20	5/31	6月以降
② 青少年の家	5/20まで利用者受入停止				5/21から利用者の受入再開（当面の間は比較的小人数の受入れとする）	
③ 埋蔵文化財センター	5/14まで臨時休所		5/15から感染防止対策を徹底した上で再開			
④ 地域環境センター	5/20まで閉鎖				5/21から感染症拡大予防ガイドラインに基づく感染予防対策を実施した上で再開	
⑤ 博物館・美術館	当面の間、休館					6月以降、各種イベント等の実施を検討
			準備が整い次第、開館			
⑥ 沖縄県平和祈念資料館	5/20まで休館				5/21から再開（当面の間、入室制限及び一部業務（貸館業務等）停止）	
⑦ 公文書館	5/20まで休館				5/21からガイドラインを作成し、感染予防策を講じた上で利用制限等を段階的に解除	
(2) 国営・県営公園						
① 県立県民の森	5/14まで休園		5/15から再開(備品貸出やキャンプ場の利用については、感染防止対策を講じた上で、5/21から再開)			
② 奥武山運動場	5/20まで利用制限				5/21から感染予防対策を徹底した上で利用再開	
③ 美ら海水族館	当面の間、閉館・閉園					渡航自粛要請等の状況を踏まえ関係機関と開館・開園時期を調整
④ 首里城公園						
⑤ 県営8公園施設	当面の間、利用制限(散歩等は利用可)					
			5/14から再開（陸上競技場、多目的広場、サッカー場、テニスコート、遊具、駐車場等）			
					5/21から再開（体育館、トレーニングジム、プール、更衣室、会議室等）	
⑥ 市町村営公園	県営公園と同様の運用を要請				市町村の判断で再開	
⑦ 平和創造の森公園	5/13まで閉鎖		5/14から再開（屋外遊具、駐車場等の解放）			
					5/21から感染症拡大予防ガイドラインに基づく感染予防対策を実施した上で貸出遊具、シャワー室の解放	
(3) その他						
① 沖縄コンベンションセンター	5/20まで休館				5/21から再開 ※催事の開催については、感染防止対策の状況等を踏まえ実施	
② 万国津梁館						
③ 沖縄空手会館	5/13まで休館		5/14から感染拡大予防ガイドラインに基づく感染予防対策を実施したうえで再開			
④ 沖縄県総合福祉センター	5/20まで一部業務(貸館業務等)停止				5/21から再開	
⑤ 沖縄県男女共同参画センター						
⑥ 運転免許センター関連	5/13まで一部業務中止		5/14から感染拡大予防対策を徹底し、業務継続			

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高齢者施設等における
オンラインでの面会の実施について

計4枚（本紙を除く）

Vol.834

令和2年5月15日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3975、3971、3979、3949）

FAX：03-3503-2740

事務連絡
令和2年5月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について

平素より、高齢者施設等の適切な運営にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

高齢者施設等におかれては、新型コロナウイルスの感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、面会の制限をいただいているところですが、こうした事態下においては、利用者の方とそのご家族等との間で、ご家庭にしながらオンライン面会（テレビ電話システムや Web アプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する面会）を行っていただくことが望ましいです。

この度、オンライン面会を行う場合の留意点や、実際に利用を行っている事例についてまとめましたので、管内市町村及び高齢者施設等に対し、周知いただきますようお願いいたします。

※ 地域医療介護総合確保基金の ICT 導入支援事業（注：介護施設・事業所を対象）では、同事業により導入したタブレット端末等ハードウェアをオンライン面会に使用しても差し支えないこととしています。なお、同事業については、令和2年度補正予算において、①事業所規模に応じた補助上限額の引き上げ、②補助対象に Wi-Fi 購入・設置費（通信費は除く）追加 といった拡充をしております。

なお、同基金では、見守りセンサー導入に伴う Wi-Fi 工事（通信費は除く）への補助も行っているところ、令和2年度補正予算にて、補助上限額の引き上げを実施しております。

記

1 オンライン面会に必要な環境の整備

(1) 必要となる備品等

(利用者側)

- ・オンライン面会は、テレビ電話システムや、Web アプリのビデオ通話機能等をご利用いただくこととなりますが、これらが利用できるハード端末（パソコン、タブレット、スマートフォン等（以下、「パソコン等」という。）をご準備いただくこととなります。
- ・高齢者施設等で保有するパソコン等のほか、利用者ご本人や、職員の保有するパソコン等のご利用もご検討ください。その際、所有者の同意を得るようにしてください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご利用ください。

(2) オンライン面会を行うにふさわしい環境

(利用者側)

- ・ご家族の方が高齢者施設等に訪問されて面会する場合と同様、利用者の個室や、専用個室、共有スペースの一角等で実施いただけます。その際、他の利用者や職員に会話内容が聞こえてしまうことのないよう、衝立等で仕切る等して、プライバシーの確保に努めてください。
- ・職員が利用者に付き添い、パソコンやテレビ電話等の操作の補助を行う場合は、利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいです。
- ・Wi-Fi 等、通信環境のよい場所をご利用ください。

(ご家族等側)

- ・ご家庭で保有するパソコン等をご用意いただき、利用者に顔が見え、声が聞こえるよう、適切な位置を確保ください。
- ・Wi-Fi 等、通信環境のよい場所をご利用ください。
- ・ご家庭でパソコン等が準備できない場合は、高齢者施設等と相談いただき、施設等内への感染経路を断つという趣旨に反しない範囲で、施設等の玄関等で実施いただくこともご検討ください。施設等の保有するパソコン等の貸与を行っていただくこととなります。なお、その場合も、会話内容が聞こえないよう、プライバシーの確保に努めてください。

(3) 新型コロナウイルス感染対策の徹底

(利用者側)

- ・パソコン等の操作を行う場合には、当該パソコン等の消毒のほか、利用者・職員の手指消毒を行ってください。
- ・飛沫感染防止のため、会話される利用者と補助を行う職員は、横に並び画面の方向を向くようにし、1 mほど距離を空け、マスクの着用も行ってください。

(ご家族等側)

- ・施設等内でオンライン面会を実施される際は、飛沫感染防止のため、同席される方がいらっしゃる場合には、横に並び画面の方向を向くようにし、1 mほど距離を空け、マスクの着用も行ってください。

2 利用者やご家族等の同意

オンライン面会を行うにあたり、Web アプリのビデオ通話機能を活用する際は、会話内容が Web アプリを経由するため、個人情報保護の観点から、念のため利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

3 オンラインを行っている事例

テレビ電話等を用いて、利用者のご家族等の面会を実施している事例がございますので、ご紹介いたします。

例1 社会福祉法人 高津百春会

<http://hyakusyunkai.com/2020/04/17/3385/>

例2 社会福祉法人 友興会 特別養護老人ホーム「グレイスホーム」

<http://www.yukokai.or.jp/news/gracehome/detail.php?id=97>

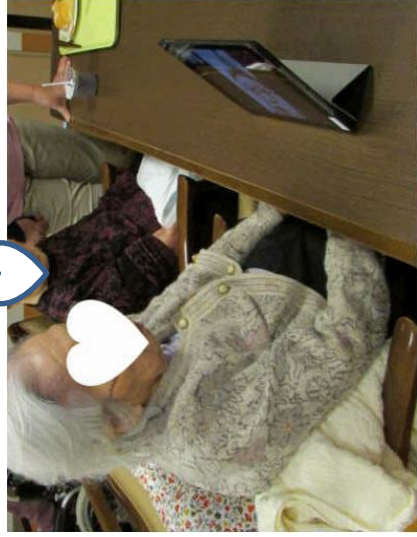
例3 社会福祉法人 梓友会 特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」

<https://ameblo.jp/ecclesia2018/entry-12592801572.html>

【別添】

「オンライン面会の取り組み事例」

オンライン面会の取り組み事例



- ・共有スペースの一角等で実施
- ・職員（マスク着用）が利用者に付き添い

LINE(ライン)のビデオ通話を利用した、オンライン「ビデオ面会」をスタート。
 出典：社会福祉法人 高津百春会 特別養護老人ホーム「おだかの郷」HP



- ・家族（マスク着用）が施設の1階ロビー（共有スペース）の一角で実施
- ・他の利用者や職員と距離を置いて、会話内容が聞こえてしまわないように配慮

テレビ電話や**アプリ**の「**Zoom**」(**ズーム**)を使い、自宅や1階ロビーから面会を開始。

出典：社会福祉法人 友興会 特別養護老人ホーム「グレイスホーム」HP



- ・共有スペースの一角(上の写真)又は個室(下の事例)で実施
- ・他の利用者と距離を置いて、会話内容が聞こえてしまわないように配慮
- ・職員（マスク着用）が利用者に付き添い

アプリの「**Skype**(**スカイプ**)」を使ったテレビ電話を活用。

出典：社会福祉法人 梓友会 特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」HP